

<空の安全・安心を！ 整理解雇 4 要件を守れ！>

京都のつばさ 街頭宣伝用ニュース 第 11 号 2012. 7. 18

日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議 発行

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 5F 京都総評気付 Tel.075-801-2308 (第 13 回定例宣伝)



稲盛和夫名誉会長は不当解雇撤回を！
JAL 不当解雇撤回原告団は闘うぞ、京セウ哲学は空の不安だ



「私たちは一昨年大晦日に日本航空に解雇されたパイロットと客室乗務員 148 名です。不当な解雇は撤回せよ！と裁判で闘っています。ご支援よろしくをお願いします。」

We are 148 crew members, pilots and flight attendants of Japan Airlines, who were dismissed on New Year's Eve two years ago. We brought this case to court in order to reverse this unfair dismissal.

(We were dismissed due to age discrimination and sick-leave record in the past.)

Your kind understanding and support would be greatly appreciated. Thank you.

우리들은 지난해 12 월 31 일, 일본항공사에서 해고당한 파일럿과 객실승무원 148 명입니다. 부당한 해고에 대한 철회를 요청하는 재판을 걸고 투쟁하고 있습니다. 여러분께, 많은 지원을 부탁드립니다.

ベテラン客室乗務員 84 名も解雇 一方で、 710 名の新規雇用！

2010 年の大晦日に 165 名ものパイロットと客室乗務員を整理解雇した日本航空が、710 名もの客室乗務員を新規雇用しました。

整理解雇というのは精一杯の解雇回避努力をしてもやむを得ない場合のみ認められるものです。それは、「整理解雇の四要件」として最高裁判所の判例として今や法律と同等の厳格なものです。

さっそく大量新規採用するということは、解雇の必要がなかった、まともな労働者の権利を主張する労組つぶしが本当のねらいであったことを証明しています。ましてや新規採用できるときは、解雇され闘っている 71 名の客室乗務員を先に雇用すべきです。

「客室乗務員の新人訓練は 2 ヶ月かかるけど、私たちなら 5 日で済む」と原告団は語っています。一度に大量の新人が入ってくると安全運行にも不安が出ます。

みなさんの空の安全のためにも、解雇撤回闘争にご支援をよろしく！

